

鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱

制定 平成30年10月24日告示第91号

改正 令和2年8月18日告示第87号

改正 令和2年12月25日告示第129号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項の規定に基づき、本市で発生した災害による被害に関して、市長が被災証明書又は被害届出証明書（以下「証明書等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害（火災及び爆発により生ずる被害を除く。）をいう。
- (2) 家屋 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋その他市長が特に認めるものをいう。
- (3) 住家 家屋のうち、現に居住のために使用している建物をいう。
- (4) 被災証明書 災害により被害を受けた事実について、市長が調査できる範囲で被害状況を調査した結果によって認定した被害の有無及び被害の程度を市長が証明する書面をいう。
- (5) 被害届出証明書 災害により被害を受けた事実について、災害との因果関係が認められない場合であって、市長が別表の証明事項に該当する被害が生じていると認めるときに被害があったことを届け出たことを市長が証明する書面をいう。

(証明書等の証明事項)

第3条 証明書等の証明事項は、別表のとおりとする。

(被災証明書の交付の申請)

第4条 被災証明書の交付の申請をしようとする者（以下「被災証明書の申請者」という。）は、被災証明書交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 被害の状況が分かる写真
- (2) 被害のあった家屋の場所が分かる地図及び当該家屋内で被害のあった箇所が分かる図面
- (3) 家屋の所有者又は所有者と同居の親族（以下「本人」という。）の身体に被害を受けたときは、その者の診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が前項の書類を添付することができない理由があると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。
(被災証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、被災証明書の申請者が災害によって被害を受けた本人であることを確認しなければならない。

2 被災証明書の申請者は、申請時に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、本人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)

3 前項の規定にかかわらず、被災証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により本人であることの証明をすることができる。

(代理人の証明に必要な書類)

第6条 本人以外の者であって、本人から申請に関する手続きの委任を受けたもの(以下「代理人」という。)は、被災証明書の申請をしようとするときは、申請時に委任状(別記第2号様式)のほかに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示して代理人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(代理人の写真が貼付されたものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、被災証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により代理人であることの証明をすることができる。

(被災証明書の交付の申請の期間)

第7条 第4条に規定する申請ができる期間は、災害発生の日から1月を経過する日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。

(1) 甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき 3月

(2) 被災者が長期の入院をしていたとき 1月

(3) 被災者が長期の出張をしていたとき 1月

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める期間

(家屋の調査)

第8条 市長は、第4条に規定する交付の申請があったときは、速やかに

家屋の調査を行うものとする。

- 2 市長は、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び浸水等による住宅被害の認定に基づき家屋の調査をすることができる。

(被災証明書の交付)

- 第9条 市長は、前条の調査の結果、災害との因果関係が認められる場合であって別表の証明事項に該当する被害が生じていると認められるときは、被災証明書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(被害届出証明書の交付の申請)

- 第10条 被害届出証明書の交付の申請をしようとする者(以下「被害届出証明書の申請者」という。)は、災害により被害を受けた事実について、届け出ることができる。

- 2 被害届出証明書の申請者は、被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 被害の状況が分かる写真

(2) 被害のあった家屋の場所が分かる地図及び当該家屋内で被害のあった箇所が分かる図面

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が前項の書類を添付することができない理由があると認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

(被害届出証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類)

- 第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、被害届出証明書の申請者が災害によって被害を受けた本人であることを確認しなければならない。

- 2 被害届出証明書の申請者は、申請時に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、本人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)

- 3 前項の規定にかかわらず、被害届出証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により本人であることを証明をすることができる。

(代理人の証明に必要な書類)

- 第12条 代理人は、被害届出証明書の申請をしようとするときは、申請時に委任状のほかに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示して代理人であることを証明しなければならない。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（代理人の写真が貼付されたものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、被害届出証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により代理人であることの証明をすることができる。

（被害届出証明書の交付）

第13条 市長は、災害との因果関係が認められない場合であって、別表の証明事項に該当する被害が生じていると認めるときは、被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書を交付するものとする。

（証明書等の交付の枚数）

第14条 証明書等の交付の枚数は、原則として申請者1人につき1枚までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（家屋の再調査）

第15条 第8条に規定する家屋の調査の結果又は第9条の規定により交付された被災証明書の内容に不服がある者は、被害再調査申請書（別記第5号様式）に第9条の規定により交付された被災証明書を添えて再調査の申請をすることができる。

2 前項の再調査を申請することができる期間は、災害発生の日から3月を経過する日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。

(1) 甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき 6月

(2) 被災者が長期の入院をしていたとき 1月

(3) 被災者が長期の出張をしていたとき 1月

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき 市長が必要と認める期間

（証明書等の交付に係る手数料）

第16条 証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成30年告示第91号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第87号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に発生した災害による被害については、なお従前の

例による。

附 則（令和 2 年告示第 1 2 9 号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の鎌ヶ谷市被災証明書等交付要綱の規定は、令和 2 年 7 月 3 日以後に発生した災害による被害から適用する。